

答 申 第 2 1 号

平成 2 6 年 8 月 1 1 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日付け鎌政第 2 5 3 号で諮問のあった下記の
事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による平成25年10月19日付け「F & B良品ホールディングス企業連合とそれに関係する団体、企業、および個人（自治体職員および自治体首長も含む）との接触に関するすべての資料（電磁的記録も含む）」及び平成25年11月16日付け「鎌倉市指令政第4号で開示された文書に、『自治体運営型通信販売サイト構築運営業務委託契約書』および『自治体運営型通信販売サイト構築運営業務委託仕様書』があり、契約がなされていることから、『自治体運営型通信販売サイト構築運営業務委託仕様書』の6の（4）項で委託契約先と取り交わしを規定しているすべての文書。なお、以下は例示でありこれに限る物ではない。鎌倉市の承認を得た作業工程表、定期的に打ち合わせをした議事録等、業務の進捗状況報告書等。」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成25年11月1日付け及び同年12月2日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号）第6条第3号で非公開とした部分については、公開することが妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成25年10月19日付けで「F & B良品ホールディングス企業連合とそれに関係する団体、企業、および個人（自治体職員および自治体首長も含む）との接触に関するすべての資料（電磁的記録も含む）」（以下「本件請求1」という。）及び同年11月16日付け「鎌倉市指令政第4号で開示された文書に、『自治体運営型通信販売サイト構築運営業務委託契約書』および『自治体運営型通信販売サイト構築運営業務委託仕様書』があり、契約がなされていることから、『自治体運営型通信販売サイト構築運営業務委託仕様書』の6の（4）項で委託契約先と取り交わしを規定しているすべての文書。なお、以下は例示でありこれに限る物ではない。鎌倉市の承認を得た作業工程表、定期的に打ち合わせをした議事録等、業務の進捗

状況報告書等。」(以下「本件請求2」という。)に係る行政文書を鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関鎌倉市長(以下「実施機関」という。)に対し、行政文書公開請求を電子申請により行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求1に対し、平成25年11月1日付け鎌倉市指令政第4号で、条例第6条第1号、同条第2号及び同条第3号該当により一部非公開とし、行政文書一部公開決定処分(以下「本件処分1」という。)を行った。また、本件請求2に対し、同年12月2日付け鎌倉市指令政第15号で、条例第6条第1号及び同条第3号により一部非公開とし、行政文書一部公開決定処分(以下「本件処分2」という。)を行った。

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分1に対し、平成25年11月15日付けで、本件処分2に対し、同年12月7日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、異議申立てを行った。

エ 再処分について

実施機関は、異議申立てを受け、本件処分1で公開した文書のうち「作業責任者等報告書」中の「作業責任者」を条例第6条第1号で非公開としたことは誤りと認め、作業責任者を公開し、平成25年12月12日付け鎌倉市指令政第29号で、改めて行政文書一部公開決定処分(以下「本件再処分」という。)を行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求めるものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人から平成26年1月31日付けで提出された意見書における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、異議申立人は口頭意見陳述を申し出なかったので実施していない。

ア 平成26年1月22日付鎌政第261号行政文書一部公開決定理由説明書では、条例第6条第3号に該当するとして、

「事業の推進に無用な混乱を招くおそれがある」などと、「おそれ」を再三にわたって繰り返すが、「おそれ」に該当する合理的かつ具体的な根拠を示さず、これを検証する手段すら示さない本件処分1及び本件処分2は不当である。

イ 本件処分1について、条例第6条第1号に該当するとして「業務上の責任を直接的に負う義務のないもの」として非公開処理を行った部分において、当該者は取締役であり、業務上の責任を負う義務のあるものであるから、黒塗りで非公開とした処分は不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成26年1月22日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び同年6月23日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、次のとおりである。

(1) 条例第6条第1号について

自治体運営型通信販売サイトの開設準備に係る従業員氏名、荷札等の参考例に表記された個人名、電話番号及び住所については条例第6条第1号の戸籍的事項に該当すると判断して一部非公開とした。ただし、非公開とした従業員氏名のうち1名は異議申立て理由に記載のとおり、企業の取締役であることが判明し、本来公開すべきものであったことから、本件再処分にて公開を行ったものである。

(2) 条例第6条第2号について

法人の代表者印については、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、公にされた場合は偽造され悪用されることも考えられるなど、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあるため、条例第6条第2号アの「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと判断して非公開とした。

(3) 条例第6条第3号について

打合せ資料は市としての最終的な意思決定がされる前の、検討過程の未成熟な情報が多分に含まれているものである。また、コ

ンセプトを作り上げる段階において例示した商品や事業者、法人等の名称については、これらの生産者、事業者等と事前調整や協議を行っているものではない。これらのことから、打合せ資料のうち一部非公開とした部分を公開すると、外部からの干渉、圧力等を受けて率直な意見交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、また、未確定の段階の情報が確定されたものとして誤解され、市民に無用な混乱を生じさせるおそれのあるものと判断したことから、条例第6条第3号の「協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当するものと判断して非公開としたものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の意見書及び実施機関の処分理由説明書並びに口頭説明に基づき審査した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「自治体運営型通信販売サイト構築運営業務委託」に関して、鎌倉市と契約業者との間において取り交わしている文書である。

実施機関は、異議申立てを受け、本件処分1で公開した文書のうち「作業責任者等報告書」中の「作業責任者」を条例第6条第1号で非公開としたことは誤りと認め、作業責任者を公開し、本件請求1について本件再処分を行った。

この本件再処分は、本件処分1に追加して行われたものであり、同一の公開請求（本件請求1）に対してされたものであること、また、本件再処分が行われた後も本件異議申立てが継続されていることから、当審査会としては、本件処分1及び本件処分2について以下のとおり検討する。

なお、本件処分1「作業責任者等報告書」中の「作業責任者」が条例第6条第1号本文括弧書きに該当することは明らかであり、本件処分1がこれを非公開としたことは条例の解釈運用においてきわめて不適切であると言わざるを得ない。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 再処分により公開した箇所他に、自治体運営型通信販売サイトの開設準備に係る従業員氏名、荷札等の参考例に表記された個人名、電話番号及び住所を条例第6条第1号に該当するとして非公開としている。当該情報は特定の個人を識別することができる情報と認められることから、同号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第6条第2号該当性について

ア 条例第6条第2号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関は、代表者の印影を条例第6条第2号に該当するとして非公開としている。当該印影は公開することによりそれが偽造され悪用されることも考えられるなど、当該法人の権利利益を害するおそれが認められることから、同号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

(4) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

イ 実施機関は、自治体運営型通信販売サイトの開設に向けた打合せ資料には、市としての最終な意思決定がされる前の、検討過程の未成熟な情報が多分に含まれており、これらを公開することにより、不正確な理解や誤解を与え、事業の推進に無用な混乱を招くおそれがある旨主張する。

ウ 当審査会が、本件対象文書をインカメラで調査したところ、本件対象文書に記載された情報の内容は、イメージを共有するために、実在する地名、事業名、商品名、企業名及びその他情報を例として用いたものである。しかし、当該情報はあくまで自治体運営型通信販売サイトのコンセプトを作り上げる段階でのイメージを共有するために契約業者により作成された資料であり、これらの情報を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は市民に誤解を与えることにより不当な混乱を招くおそれがあるとはいえない。

したがって、条例第6条第3号に該当するといえず、公開することが妥当である。

以上のおおりのとおりであるので、「1 審査会の結論」のおおりのとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のおおりのとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 5 / 1 0 / 1 9	行政文書公開請求書が提出される (本件請求 1)
1 1 / 1	行政文書一部公開決定処分 (本件処分 1)
1 1 / 1 5	本件処分 1 に対し異議申立書が提出される (担当課: 政策創造担当) (25.11.18 受理)
1 1 / 1 6	行政文書公開請求書が提出される (本件請求 2)
1 2 / 2	行政文書一部公開決定処分 (本件処分 2)
1 2 / 7	本件処分 2 に対し異議申立書が提出される (担当課: 政策創造担当) (25.12.9 受理)
1 2 / 1 2	行政文書一部公開決定処分 (本件再処分)
1 2 / 1 8	審査会に対し諮問
1 2 / 2 4	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
1 2 / 2 6	第 5 1 回 審査会で概要報告
2 6 / 1 / 2 2	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
1 / 2 3	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
1 / 3 1	異議申立人から意見書を受理 (26.2.7 受理)
2 / 1 0	実施機関に意見書 (写) 送付
5 / 2 6	第 5 4 回 審査会で審議
6 / 2 3	第 5 5 回 審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
7 / 2 8	第 5 6 回 審査会で審議
8 / 1 1	答申